

## 平成 29 年 4 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 29 年 4 月 19 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
場 所	秦野市役教育庁舎 3 階大会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 山口 均 生涯学習文化振興課長 佐藤 正男 教育部参事 福島 正敏 図書館長 田中 和也 教育総務課長 宇佐美 高明 教育総務課課長代理 守屋 紀子 学校教育課長 遠藤 秀男 教育総務課主査 杉澤 雅代 教育指導課長兼 教育研究所長 佐藤 直樹
傍聴者	1 名
会議次第	<p style="text-align: center;"><b>4 月 定例教育委員会会議</b></p> <p>日 時 平成 29 年 4 月 19 日 (水) 午後 1 時 30 分 場 所 秦野市役所教育庁舎 3 階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会 2 会議録の承認 3 教育長報告及び提案 (1) 平成 29 年 5 月の開催行事等について (2) 臨時代理の報告について ア 報告第 8～11 号 市立小中学校教職員の人事上の措置について イ 報告第 12 号 秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会規則を制定することについて ウ 報告第 13 号 秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて エ 報告第 14 号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて オ 報告第 15～18 号 秦野市部等設置条例等の一部改正に伴う</p>

	<p>秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて</p> <p>カ 報告第19号 秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則を廃止することについて</p> <p>キ 報告第20・21号 協議書の締結について</p> <p>ク 報告第22号 秦野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を制定することについて</p> <p>ケ 報告第23号 西中学校運営協議会委員の任命について</p> <p>(3) 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正について</p> <p>(4) 園児、児童、生徒及び学級数について</p> <p>(5) スクールライフサポーター派遣事業について</p> <p>(6) 学校教育関係事業について</p> <p>(7) 教育支援教室いずみ運営要領について</p> <p>(8) 教科学習支援員について</p> <p>(9) 桜土手古墳展示館春季特別展「昭和の秦野 暮らしと道具展」について</p> <p>(10) 「こどもの読書週間」について</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) コミュニティ・スクールの指定について</p> <p>(3) 平成29年度教科用図書採択に関わる日程等について</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 平成29年度特定規模電気事業者による電力供給について</p> <p>(2) 要望書について</p> <p>6 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただ今から4月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認します。

秘密会の取り扱いについてですが、3の教育長報告及び提案の(2)臨時代理の報告について、ア、報告第8号～11号「市立小中学校教職員の人事上の措置について」及び4、協議事項の(2)「コミュニティ・スクールの指定について」は個人情報等が含まれているため、また、4、協議事項の(3)「平成29年度教科用図書採択に関わる日程等について」は、意思形成過程にあり、

非公開情報等が含まれているので、秘密会としての報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、3(2)ア、4(2)及び4(3)は秘密会といたします。

それでは、3の教育長報告及び提案について、お願いいたします。

教育長

よろしくお願いいたします。

まず、資料No.1を御覧いただきたいと思います。「平成29年5月の開催行事等」でございます。

まず、5月1日ですか、これは3時から平成29年度教育研究所研究員委嘱式を行います。この教育庁舎で行います。

5月7日日曜日、午前9時半からですが、第1回いじめを考える児童・生徒委員会を堀川公民館で実施いたします。

5月9日と30日は定例でブックスタート事業でございます。

5月10日から6月14日が、裏面に各中学校別に資料がついていますが、中学校の修学旅行でございます。

5月16日火曜日の午後ですが、新採用・転任採用教員の研修会をこの庁舎で行います。

24日が定例教育委員会会議を予定しております。

5月27日土曜日、これは広畑小学校だけですが、5月の時期に運動会を行います。

31日、これはスポーツ推進課の所管ですが、チャレンジデーへの参加ということで、今年初めて秦野市が参加いたします。同規模の市町村と継続して15分間以上運動・スポーツを行った参加率を競い合うという競技と言ったらいいでしょうか、イベントでございます。今年初めて参加ということでございます。

以上です。これ以降については、各課長から説明いたします。

教育総務課長

それでは、私からは、(2)の臨時代理の報告のうち、イの報告第12号からクの報告第22号までを報告させていただきます。

まず、イの報告第12号「秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会規則を制定することについて」でございます。資料No.6を御覧ください。これは、選定委員会の規則制定について教育長により代理を行いましたので、報告させていただくものです。

1枚おめくりいただいて、臨時代理書になります。こちらは、3月の教育委員会会議で協議させていただいたものでございま

す。秦野市立みなみがおか幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園とするに当たり、その設置及び運営を行う法人を選定する選定委員会の組織等に関する事項を定めるために制定いたしました。協議させていただいたとおりでございます、9名の委員によりまして組織をいたしております。

続きまして、ウの報告第13号「秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて」でございます。資料No.7を御覧ください。こちらは、規則改正につきまして、教育長により代理を行いましたので、報告させていただくものです。

1枚おめくりいただきまして、臨時代理書でございます。上幼稚園を上小学校の校舎内に移転し、施設を一体化することに伴い、原則としまして幼稚園部分の施設を開放しないこととするため改正いたしましたものでございます。

続きまして、資料No.8を御覧ください。エの報告第14号「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて」でございます。幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の改正について、やはり教育長により臨時代理を行いましたので、報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきます。臨時代理書でございます。こちら3月の教育委員会会議で協議させていただいたものでございます。理由につきましては、秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正を行いましたので、それに伴いまして条例が規則へ委任事項としました保育料等の額の算定方法、それから通知方法を規則で制定すること、保育料等の減免の基準を規則で明記すること、さらに、条例で定めた生活困窮者世帯や福祉世帯への負担軽減に係る減免規定が、条例に入りましたので規則から削除するというので改正したものでございます。こちら以前協議をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、オの報告第15号～第18号について、順次報告をいたしたいと思っております。これは、主に文化に関する事務を市長が管理し、執行するために、条例であります秦野市部等設置条例等の一部改正を行いまして、それに伴いまして、関連します秦野市教育委員会規則等の一部改正を教育長により臨時代理を行いましたので、それを報告させていただくものでございます。こちら3月の教育委員会会議で協議させていただいたものでございます。

まず、資料No.9を御覧いただければと思います。報告第15号になります。「秦野市教育委員会の事務局組織規則等の一部を改

正することについて」でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。こちらが臨時代理書でございます。申し上げましたように、市の部等設置条例等の一部改正を行いましたので、生涯学習課及び図書館を市民部に移管することに伴いまして、それぞれに関する項目を削除、また字句等の整理を行ったものでございます。

1枚おめくりください。こちらが改正しました規則になりますけれども、改正しました規則といたしましては、1条にございますのが教育委員会の事務局組織の規則、それから、真ん中にあります2条で秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則、3条が図書館条例の施行規則、そして、1枚めくって裏面になりますけれども、4条が桜土手古墳展示館の条例施行規則、そして5条で秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則でございます。いずれの規則も前回協議させていただいたもので、生涯学習課、公民館、桜土手古墳展示館、図書館が市民部に移ることになりまして、削除等をしたという形になります。

続きまして、資料No.10-1を御覧ください。報告第16号になります。「秦野市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正することについて」でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。こちらが臨時代理書になります。こちら、今申し上げました生涯学習課及び図書館が市民部に移管することに伴いまして、公民館、桜土手古墳展示館、図書館に勤務する職員に関する項目を削除するために改正したものでございます。

3枚めくってください。報告第16号資料1がでございます。こちらが改正後の別表でございます。そして、1枚めくっていただきますと資料2が改正前の別表でございます。ここにございます公民館、桜土手古墳展示館、図書館等を削除したという形になります。

続きまして、資料No.10-2を御覧いただければと思います。報告第17号になります。「秦野市教育委員会事務決裁規程及び秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」でございます。

また1枚おめくりいただきますと、臨時代理書でございます。こちら、生涯学習課及び図書館を市民部に移管することに伴いまして、図書館及び宮永岳彦記念美術館に関する項目を削除いたしました。そして、教育機関の長の専決事項を定めるために、秦野市教育委員会事務決裁規程及び防火管理者を定める規程を改正

したものでございます。

続きまして、資料No.1 1を御覧いただければと思います。報告第1 8号になります。「秦野市教育委員会学校その他の教育機関の長による補助執行に関する規程を廃止することについて」でございます。

1枚おめくりいただきまして、臨時代理書になります。こちらにも、生涯学習課、図書館を市民部に移管することに伴いまして、教育委員会、学校その他の教育機関の長による補助執行に関する規程の内容を、市長部局や教育委員会の他の規程に組み込むことにしたため、現行の規程を廃止したものでございます。

以上がオの報告第1 5号～第1 8号の説明となっております。

続きまして、資料No.1 2を御覧いただければと思います。こちらは、報告第1 9号でございます。「秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則を廃止することについて」でございます。こちらの規則の廃止につきまして、教育長により臨時代理を行いましたので、報告をさせていただくものでございます。

1枚おめくりください。臨時代理書でございます。こちらは、理由にございますとおり、秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例が一部改正になりましたので、それによって、文化に関する事務を市長が管理し、執行することとなったために、教育委員会の規則として制定していたこちらの宮永岳彦記念美術館の規則を廃止するという形になります。

続きまして、キの報告第2 0・2 1号「協議書の締結について」でございます。

まず最初に、資料No.1 3を御覧いただければと思います。報告第2 0号「補助執行に係る協議」でございます。

1枚おめくりいただきまして、臨時代理書でございます。やはりこちらの理由にありますとおり、秦野市長に対して、教育委員会の権限に属する事務のうち、生涯学習及び図書館に関する事務を市民部長並びに市民部生涯学習文化振興課及び図書館の職員に補助執行させることについて、協議の申し入れを行い、本年3月2 3日付けで同意を得たために協議書を締結したものでございます。

続きまして、資料No.1 4を御覧いただければと思います。こちらにも補助執行に係る協議でございます。

1枚おめくりいただきまして、臨時代理書でございます。こちらにも理由にありますとおり、秦野市長から、地方自治法第1 8 0

条の2の規定によりまして、教育委員会委員長に対して補助執行に係る協議の申し入れがありましたので、それを許諾し、協議書を締結したものでございます。

2枚めくっていただけますでしょうか。こちらが締結しました協議書になります。これは、生涯学習課及び図書館が市民部に移管することに伴い、整理したものでございます。1ですけれども、「市長の権限に属する事務について、その権限を教育委員会に委任するもの。」ということで、幼稚園入園料及び保育料の徴収の減免及び返還に関する事、それから市史編さんに関する事、公民館条例に基づく使用料の額の決定、変更、使用料の徴収等々に関する事でございます。

2は、「市長の権限に属する事務について、教育委員会の部長及び事務局職員並びに教育機関の職員に補助執行させるもの」として、(1)は主に予算の執行に伴うものでございます。裏面にまいりまして、(2)でございますけれども、秦野市立幼稚園入園料及び保育料の徴収条例に基づく入園料や保育料の額の決定、変更並びに徴収に関する事。そして、(3)として、総合教育会議に関する事。

以上が協議書の中身となっております。

続きまして、クになります。報告第22号です。資料No.15を御覧いただければと思います。「秦野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を制定することについて」でございます。

1枚おめくりいただきまして、臨時代理書でございます。こちら、先ほどからお話ししておりますとおり、市の部等の設置条例等の一部改正に伴いまして、地方自治法第180条の7の規定によりまして、教育委員会の権限に属する事務のうち、生涯学習及び図書館に関する事務を市民部長並びに市民部生涯学習文化振興課及び図書館職員に補助執行させることになりましたので、その補助執行させる事務の取扱を明確にするために新たに制定したものでございます。

以上が報告第12号～第22号までの説明でございます。

私からは以上になります。

私からは、ケの報告第23号、資料No.16を使って報告させていただきます。秦野市立西中学校運営協議会委員の皆様の報告でございます。

昨年度、正式にスタートいたしました西中学校コミュニティ・スクール、初年度は非常に多くの成果を上げてございます。その

教育指導課長

教育総務課長

取組も2年目になります。今年度の委員の皆様が学校からお寄せいただいた報告によりますと、7番の鈴木様、保護者の方ですが、この方はコーディネーターとして今年度やっていたということで、前PTA会長である芦川様に入ってください。それから、11番につきましては、堀川小学校の校長がここで御退職されましたので、新たな堀川小学校の校長先生のお名前をここに入れてございます。

こういった形で西中学校2年目の学校運営協議会、全国からも色々な情報をいただいておりますが、この取組を着実に進めて、全市的に成果を広めていきたいと思っております。

以上でございます。

それでは、引き続きまして教育総務課から(3)について説明したいと思います。資料No.17を御覧ください。資料No.17につきましては、「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正することについて」を御報告したいと思います。

こちら、理由を御覧いただければと思っておりますけれども、子ども・子育て支援法施行令という法律が今年の3月31日に公布され、4月1日から施行されました。この改正に伴いまして、私どもの秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を早急に改正する必要が生じたために、地方自治法第179条第1項本文という規定がございまして、それに基づいて市長において専決処分をしたもので、報告をさせていただくものでございます。これにつきましては、今後、本年第2回定例会で議会の承認を求める形になるかと思っております。

裏面になりますが、今回の改正趣旨でございますけれども、低所得者の方あるいは多子世帯等の経済的負担の軽減を図るという形で施行令が改正されまして、利用者負担の上限額に係る特例措置が拡大されたという形になります。

具体的に申し上げますと、まず、(1)にございますように、年収360万円未満のひとり親世帯等の方の第1子の保育料について、今までは秦野市の場合4,900円や、4,500円だったりしたところがあるのですけれども、そこが、上限が3,000円になるということで改正いたします。

それから、(2)でございます。市町村民税の均等割額のみが課税されている世帯の第2子の保育料ですが、今までは1,500円であったものが無償になるという形での改定になります。

この改正によりまして該当する方が、今の状態ですと合計で4





学校教育課長

報告したいと思っております。

教育総務課からは以上になります。

同じ資料No.18の2枚目を御覧いただきたいと思います。平成29年度4月5日時点での秦野市立小中学校の児童・生徒数及び学級数について御報告させていただきます。

最初に、一番上の表になります。普通学級ですけれども、小学校は児童数7,895、学級数が258でございます。昨年5月1日に比べまして、差引欄のとおり、それぞれ124人、2学級の減となっております。中学校につきましては生徒数3,909、学級数112で、同様に87人、3学級の減ということでございます。

また、特別支援学級につきましては、小学校で児童数が293、学級数56、17人、4学級の増。また、中学校では生徒数116、学級数26で、15人、1学級の増となっております。

なお、学級数の増減の内訳につきましては、備考欄記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

次に、真ん中の表になります。外国人の在籍状況でございますが、小学校が144人で17人減、中学校が95人、7人の増となっております。国際教室設置校の状況は、記載のとおりでございます。

最後に、一番下の通級学級の状況でございますが、学級別の数、増減は記載のとおりでございます。全体で昨年に比べて1人増の82人となっております。

なお、4月5日現在、各学校別の児童・生徒数、学級数につきましては、裏面のとおりとなっておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上になります。

教育指導課長

教育指導課・研究所より、(5)スクールライフサポーター事業について、資料No.19から、教育研究所の(8)教科学習支援員、資料No.22までを報告させていただきます。

まず、資料No.19「スクールライフサポーター派遣事業について」ですが、この事業は、平成21年度から県の教育委員会で始められた事業で、各学校の要望に応じまして、事前研修を受けました大学生が、ボランティアとして各学校で活動するというものでございます。

資料の1の趣旨の最後にありますが、昨年度までは正式には小学校だけの派遣でしたが、試行期間を経まして、このたび中学校へも正式に派遣が決まったという内容でございます。それに伴い

まして、県教育委員会と市教育委員会が、改めてこの3月に協定を締結いたしました。

資料を1枚おめくりいただきまして、実施要綱の第2条にありますとおり、3月末に内田教育長に協定書に御署名をいただきまして、ありがとうございます。本市では、後ほど紹介させていただきます東海大学との連携事業である教科学習支援に多くの大学生が学校現場で御活躍いただいておりますが、その東海大学以外の学生さんが主で、教育実習前に学校現場の経験を積む貴重な体験の機会となっております。

続きまして、資料No.20「平成29年度学校教育関係事業について」を報告させていただきます。

例年ですが、大変多くの事業を展開させていただいております。変更点、要点を絞って報告させていただきますので、御理解いただければ幸いです。

まず、1ページ目、幼小中一貫教育関係施策につきましては、(1)研究推進委託事業になりますが、幼小中一貫教育研究委託事業、平成23年度から取り組んでいる内容になります。昨年度、リーフレットの作成と報告書の作成に取り組みまして、既にリーフレットは来週中には出来上がる予定となっております。昨年度、市内全児童・生徒、保護者、地域の方々の一部ですが、アンケートをとった結果、保護者や地域の方への浸透度が課題の一つと浮き彫りになってまいりました。出来上がったリーフレットにつきましては、推進委員会の中でも御意見をいただきまして、PTA総会、子どもを育む懇談会、市P連総会などで、可能な限り指導主事自ら出向いて活用してまいりたいと計画しております。また、報告書につきましても、5月の教育委員会会議では報告できると考えております。

続きまして、下から2番目になります特色ある学校づくり研究委託事業ですが、昨年度から上小学校に取り組んでいただいております。御承知のように、タブレットを40台導入いただきまして、上小学校では、まず、朝のドリル学習に導入しました。「朝タブ」というニックネームをつけまして、子どもたちに大変定着しております。今年度末にはまた何らかの形で報告できると考えております。

ページをめくっていただきまして、教育研究所調査研究事業になります。

まず、1点目の幼小中一貫教育外国語推進研究部会ですが、今年度新たに立ち上げまして、小中学校の先生方と教育研究所が一

体となって、より良い授業づくりに向けての外国語活動、英語科の研究を進めることにしております。研究部会の中では、上智大学短期大学部や東海大学との連携をさらに進めまして、子どもの興味関心が高められるような指導方法、または補助教材の活用について研究を深めていきたいと考えております。既に秦野市では、特色ある教育活動として、発達段階に応じた異文化体験または外国語活動を主とした交流行事が様々な形で展開されております。こうした地域の教育財産を生かした取組をさらに充実させていきたいとも考えてございます。

続きまして、教育指導関係事業、（１）会議・委員会、３ページになります。

下から３番目に教育支援委員会というものがございます。御承知のように、昨年度、障害者差別解消法の施行等もございまして、県の就学指導委員会も名称変更がございました。年度途中の変更は混乱を来すという判断で、今年度より、秦野市では「教育支援委員会」に名称変更をさせていただきます。

続きまして、４ページになります。中学校運動部活検討委員会です。以前、様々な部活動の課題の検討を行ってまいりましたが、一時、落ちついたということで休止をしておったのですが、御承知のように、文部科学省でこの３月に外部指導者の単独引率を認めていくという省令改正をしております。部活動は、技術指導だけではなくて、教育活動の一環として行っているわけですので、このあたりで課題がないか、学校現場で緊密に連携して対応する必要があると考えております。既に担当の指導主事が中学校体育連盟の理事長と情報交換を始めておりますが、昨年度からこうした動きも耳にしておりましたので、本市では、部活動顧問派遣事業、それから部活動協力者派遣事業の２つの事業の統合を視野に入れながら、教職員の負担軽減と部活動の活性化が両立するように、丁寧にこの委員会で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の推進事業になります。

この中には、教育指導助手派遣事業、ページの右側に特別支援学級介助員事業の２つの事業がございます。今、私が４ページの「小学校教育指導助手」と言いましたが、今年度より名称変更しまして「小学校教育支援助手」という形で、先ほどの教育支援委員会と同じように、「指導」ではなくて「支援」という形で、寄り添った支援ということで考えてございます。この２つの事業につきましては、予算が厳しい中ではございますが、教育長にも御尽力いただきまして、本年度も介助員は４名、教育支援助手に関

しては1名の増員をしてございます。学校のニーズに応えようということで努力をさせていただきました。事業が円滑に回るように、学校現場と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、コミュニティ・スクール実践研究事業です。今年度は堀川小学校に新たに指定校を受けていただきます。後ほど協議事項の中にも入ってございますので、ぜひ御協議いただきたいのですが、昨年度から取り組んでいただいている西中学校は、地域と一体となった活動で大きな成果を上げてまいりました。本年度新たに堀川小学校も指定校ということで、それ以外に研究実践校としまして、渋沢中学校、西小学校ということで研究を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページにまいります。地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業になります。御承知のように、他市町の事例ですが、今年3月、こども園に不審者の侵入がございまして、適切に対処して未然防止に努めたという件や、千葉で、登校途中の女子児童が痛ましい事件に巻き込まれたということもございます。今年度もスクールガード1名、神奈川県警のOBの方に就任いただいております。非常にエネルギッシュでフットワークの軽い方ですので、ぜひとも学校で積極的に活用し、未然防止に役立てていただきたいと考えてございます。

続きまして、(3)委託事業です。

この中では、教育委員の皆さんに毎年御参加いただいておりますが、特別支援学級学習交流会、通称「のびゆくみんなの交流会」です。昭和60年度から行っている事業ですが、本年も11月10日に実施させていただく予定です。私も昨年参加させていただきましたが、秦野総合高校より多くのボランティアの方の派遣を受けておまして、会の充実を図っております。大分人数が増えていて、教育長からも、安全管理の面でどうなのかという御意見をいただいているところですが、諸般の事情もございまして、本年度も総合体育館で実施し、安全管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、7ページ、子どもの学びを高める事業研究です。平成26年度から実施しておる事業です。今年度は4年目を迎えるということで、新たに大根小学校、末広小学校、南が丘中学校の3校に研究を受けていただいております。校長会等でお話をさせていただくと、非常に多くの校長先生方から、ぜひうちもやってみたいということで、こちらで指定させていただくには調整が大分苦勞したのですが、やはり学校現場の熱の表れではないか

と考えております。

また、ここには記載してございませんが、本年度新たに学力向上の取組としまして、県の学びづくりという大きな研究の指定を秦野市で受けさせていただきます。本町中学校区にこの事業研究を受けていただく予定になっておりまして、今年度は本町小学校に研究拠点校として検討を進めていただきたいと考えてございます。学力向上は大変大きな課題となっておりますので、こうした事業を活用しながら、学力向上につなげてまいりたいと考えてございます。

続きまして、3番のいじめ・不登校・暴力行為等対策関係事業になります。

先ほどの教育長の御説明の中にもありました、いじめを考える児童・生徒委員会を年4回実施しております。今年度につきましては5月7日の1回目を皮切りに、6月、8月、11月と年4回実施を予定しております。11月には、地域の方も交えて話し合い活動ということで啓発活動を展開しておりますので、お時間があります場合には、ぜひ御参加いただきたいと考えております。

また、一昨年は第3回目を10月にやっておったのですけれども、2学期はどうしても重大事案が全国的に発生するというところで、昨年から6月に前倒ししまして、2学期の初めにSOSカードを配るという子ども目線に沿った活動を展開しまして、手応えを感じております。今年度も引き続き6月に実施させていただいて、2学期の初めの重大事項の未然防止に役立てていきたいと考えてございます。

続きまして、その2つ下になりますが、児童・生徒指導担当者会兼秦野市いじめ問題対策連絡協議会。これは昨年9月、いじめ対策基本法に基づきまして新たに設置した連絡協議会になります。昨年度、教育長会議でいじめ対策のための申し合わせ事項といったものも出されております。本年度も緊張感を持って対応していきたいと考えています。

続きまして、(2)の推進事業になりますが、いじめ対策等巡回教育相談事業です。今年度も引き続き文部科学省から補助を受けまして、対策の強化に充てております。臨床心理士を派遣して、いじめ問題への適切な対応というのは、横浜市のいじめ事案に関しても同じような報道等がございました。本年度も臨床心理士を適宜活用して、いじめ問題への対策に充てていきたいと考えています。

続きまして、自立支援教室事業になります。こちらに関しても

学校からの要請が大変多く、特に最近の傾向としましては、小学校低学年の対応が増えてございます。今年度は新たに工夫して派遣時間を増やしてございます。昨年同様、スクールソーシャルワーカー、通称我々は「SSW」と呼んでおりますが、チームの支援体制を整えて対応していきたいと考えてございます。

9ページになります。教育研究事業でございます。1番目の実施研究論文募集ですが、昨年度、片山委員から、「ちょっと寂しいね」というお話もあり、2本だけだったわけですが、今年度は様々な仕掛けをさせていただきまして、今のところ5本、先生方に自主研究に参加していただく予定となっております。

その下が、はだのっ子アワード事業になります。文芸部門ですが、昨年度、はだのっ子アワード実行委員会の中で文芸部門について見直しという意見が出てございます。今年度1回目の委員会で再度調整をさせていただきたいと考えています。

また、体験活動部門ですが、一昨年から東公民館に御協力いただいて体験部門講座を開催していただきました。私も1回目に参加させていただいたのですけれども、今年も生涯学習文化振興課長にいろいろお願いして、公民館長会でもお話をさせていただき本年度も体験部門の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、11ページになります。教育支援教室運営事業です。「いずみ」の内容になります。後ほど詳しく説明させていただきたいと思っておりますが、東海大学等より、引き続きスーパーバイザーをお招きして支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.21、運営要領、「いずみ」の入室の流れがまとめてございます。

先ほどお話ししましたように、スーパーバイザーから本年度も様々な助言をいただいております。せっかく入室しても通室が続かないという状況がかえって問題や課題を複雑化、長期化させてしまうといった懸念もございますので、今後も引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えています。教育委員会の中でも、教育指導課と研究所で不登校に関する相談、一応分担が決まっております。教育指導課の担当指導主事が「いずみ」の入室に関して対応していく。それから、研究所の担当指導主事が、運営に関して担保していく。役割分担を明確にして、適切な運営に繋げてまいりたいと考えております。

「いずみ」に関しては以上になります。

では、資料No.22になります。「平成29年度教科学習支援に

ついて」になります。

この事業は、先ほどスクールライフサポーターのところでも触れましたが、大学生が学校現場に行ってボランティアとして学校を支援していただく制度になります。例年、東海大学に全面的にバックアップをいただきまして、学校現場からの要望が大変強く、派遣効果も非常に高い。特に小学校現場から強い要望が寄せられています。特に若い学生の方々が生徒に接することは、関係性が非常に密になってくるということで、子どもたちの学習、中学校であれば部活動、そういった生活に向かって前向きに生活できるようになることを狙いとしております。

昨年度末、東海大学と教育委員会で、反省及び課題については協議する場がございました。東海大学からは、教職志望の大学生からも、とても良い経験になっているという前向きな評価をいただきました。東海大学では、いずれ授業の一環として、単位としてお考えいただいているということも情報としていただいています。今年度も既に、一昨日ですか、私も出向きまして説明をしましたが、100名以上にもわたる学生さんで非常に熱気あふれる説明会になりまして、私どもも大変期待しているところでございます。

以上でございます。

生涯学習  
文化振興課長

説明の前に、先ほど臨時代理の報告にもありましたけれども、図書館とともに新年度に市長部局に移管しまして、文化行政の一本化ということで、名称も「生涯学習文化振興課」と変更になりました。しかし、これまでどおり、社会教育の文化財などの教育委員会の権限に係る事務も担当しますし、事務所も教育庁舎内にありますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、行事の御案内になりますけれども、資料No.23「桜土手古墳展示館 春季特別展」について御説明いたします。

郷土の歴史学習の場でもありまして、埋蔵文化財など文化財資料を所蔵する市内唯一の博物館である桜土手古墳展示館では、春と秋の2回、特別展示を行っています。お手元の資料には来場者に配布するカラー刷りのリーフレットもございますが、これを見ていただくとわかるとおり、春の特別展は、歴史を学び始める小学校6年生にも理解できる内容にしていこうと企画しております。今回は6月30日まで、昭和30年代に実際に使われていた生活用品や暮らしの様子を捉えた写真など約110点を展示いたしまして、高度経済成長期にあわせて大きく変貌した昭和の秦野の姿を紹介してまいります。展示自体は4月1日から始まってお



りますが、昨日までで3, 800人余りの来場者がございました。

あと、展示会には、市内外の小学校などから見学に訪れていただいております。今月は10日に堀川小学校の3年生、13日は大根小学校の6年生に、見学に来ていただき、今後も西小学校、南が丘小学校、それから小田原市の富士見小学校の6年生も見学する予定になっております。

説明は以上でございます。

図書館長

それでは、私からは、(10)の「こどもの読書週間」について、報告いたします。資料No.24を御覧いただきたいと思っております。

本年も4月23日から5月12日まで「こどもの読書週間」ということで、資料2番目の概要のところに記載のとおり、(1)の「本のおたのしみ袋」から、裏面の(6)の「おはなし会」までの6つの行事を実施いたします。

資料の2枚目は「こどもの読書週間」のチラシでございます。なお、22日は土曜日ですので、一部の行事につきましては、22日土から実施します。

私からの報告は以上です。

望月委員長

それでは、報告事項が年度初めということで非常に多いので、区切って御質問、御意見等を受けたいと思っております。まず、(2)の臨時代理の報告について、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、ここまで一括して受けたいと思っております。色々法規上のこともあり大変ですが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

片山委員

中学校の修学旅行があるのですけれども、これは行き先が色々変わっているのですが、長野に行くというのはどういう目的なのか、教えていただけますでしょうか。

教育指導課長

今まで京都、奈良、大阪方面が主だったのですが、人数等の関係で様々な課題があった時期もございます。そうした中で修学旅行のあり方について、保護者も含めて色々検討した結果、その学校の今までの様々な課題を解決するためには、バスで長野に行つて、自然体験を含めた体験学習をしていくのが望ましいだろうとPTAとも連携して行ったところ、非常に効果が高かった。様々な諸課題についてもスムーズに解決したということで、現在の形になってございます。

望月委員長

よろしいですか。

片山委員

はい。

望月委員長

様々な諸課題という言葉を使ったのですが、生徒指導などで大分御苦労されたのは7~8年前ですかね。

教育長  
片山委員  
教育指導課長

もっと前でしょう。何年かはちょっとわかりませんが、  
本町はずっとここなのですか。

大分前からそういった試みをしまして、非常に効果が高かった  
ので、引き続き、この後も、と考えています。

教育長

例えば、日程上、鶴巻中学校が広島、大阪、奈良、広島まで足  
を延ばすのは大変なのだという話もあります。先ほど指導課長が  
言いましたように、行先を長野とした様々な諸条件というのは、  
学校の中で子どもたちの行動やら何やらという問題があつて、  
バスで行動をとることになった。そういうことを踏まえて、今から  
十数年前からになりますかね。

望月委員長

鶴巻ですか。

教育長

いや、本町中学校が長野になったのは。

望月委員長

古屋校長先生の時ですか。

教育長

いや、もっと前だったと思います。

望月委員長

もっと前ですか。では、10年くらいかな。

教育長

そういう形になったということですね。昔は、中学というと関  
西と言ったのですけれどもね。それで、京都、奈良。今、京都、  
奈良とか長野や広島などになりました。

望月委員長

全国的に見ても、こういう体験学習を中心とした内容、日本の  
文化と史跡等を学ぶ京都、奈良、それから、平和学習の一環とい  
うことで、鶴巻中学校の広島など、大体この3つぐらいのコース  
が多いですね。

教育長

今課題になっていますが、教育長協議会の理事会で文部科学省  
の説明があるのですが、福島の修学旅行をぜひ選択してくれとい  
う話があつて、福島の修学旅行のバス代を補助するという制度が  
あります。ですから、実態として、例えば冬はある程度増えては  
いるようなのですが、やはり現場のほうになりますとやるという  
わけにはいかなかった。その補助制度にのっかることによって全  
体費用を圧縮できるという形が出てくればいいですが、そこまで  
の補助では。

望月委員長

それは福島限定ということですか、東北全体ではなくて。

教育長

はい。東北でなく、福島県へということ。震災の後の復興の意  
味を込めたのですね。

望月委員長

なるほど。

私たち教育委員は南三陸町へ行かせてもらいまして、大変参考  
になりました。今の話は福島限定ということですね。

飯田委員

他にどうでしょうか。

資料No.16の西中学校の運営協議会委員ですけれども、ちょつ

教育指導課長  
飯田委員

と確認なのですが、今度、今までやっていた芦川さんがまた協議会に戻られると聞いたのですが。

そのような形で伺っております。

それで、鈴木さんはコーディネーターという形で、運営委員会にはそのままされる。わかりました。

望月委員長  
飯田委員  
望月委員長

よろしいでしょうか。

はい。

西中学校は去年から始めたのですが、非常にこの運営協議会のメンバーが前向きに考え熱心です。西中学校の教育活動を豊かにしようという考え方と西中学校が良くなることは、西地域も良くなるだろうという考え方で、良い雰囲気の中で協議会が進められているのではないかという印象を持っています。ですから、引き続き、基本的には同じメンバーでいくのがいいのかなと思っています。PTAの場合は、これはもうやむを得ないですね。

他にどうでしょうか。

高橋委員

資料No.19のスクールライフサポーター派遣事業についてですが、これは、東海大学の学生以外を主に対象にしているというお話でしたが、今年から中学校への派遣を開始するというので、今まで小学校だけで何名ぐらいの学生が活動されていたのか教えてください。

望月委員長

ちょっと待ってください。それは後にしましょう。

まずはイからケで、もしまだあればどうでしょうか。

高橋委員

資料No.8の幼稚園入園料・保育料の変更について、減免されているのは大変良いことだと思っているのですが、第1号様式という中で延滞金が「年5パーセントの割合」と書いてありますね。これは、秦野市を全体を通してこういうパーセンテージというのは統一されているのでしょうか。今の利息などよりずいぶん高いな、という印象を受けたのですが。

教育総務課長

これにつきましては、ちょっと今手元に資料がございませんが、法律に基づいた形の中で5%にさせていただいていると考えております。

望月委員長  
教育総務課長  
望月委員長

他にどうでしょうか。

民法上、確か5%と書いてあります。

他にありますか。

秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会規則とありますね。そこに委員の構成が9人とありますが、(1)学識経験者、(2)が幼稚園の保護者その他関係者とあるのですが、その他関係者というのは、例えばどんなイメージがあるのでしょうか。

教育総務課長	その他関係者という形の中では、保護者というのはPTAの関係者で、後は、税理士さんとかといった方々を考えております。
望月委員長	わかりました。
	他にどうでしょうか
	—特になし—
望月委員長	それでは、まだたくさん案件がありますので、次に行かせていただきます。(3)から(10)まで、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
	先ほどの高橋委員のスクールライフサポーターについて、教育指導課長、お願いします。
教育指導課長	この取組は全県的な取組になりますので、正確な数字は今ちょっとないのですが、たしか5～6名とか、そんなに多くない人数だったと思います。やはり本市では、東海大学の学生さんが非常に多く支援していただいている、学校現場もそちらのほうに多く要望を上げているという状態があります。
	それから、このスクールライフサポーターは、教職志向、教員志望のオン・ザ・ジョブ・トレーニング、学校の先生になる準備という部分もございますので、フレッシュャーズキャンプですとか、そういった教員養成の県教委の仕組みの一つとして取り組んでおりますので、なかなかその辺りは、ハードルが少し高い部分となります。
	以上でございます。
望月委員長	秦野市としては、小学校が今までありましたね。では、県のほうには要請はしていないということなのですか。中学校も、東海大学で今色々と連携、活動がありますので、引き続きそちらの方でやるという理解でいいですね。
	他にどうでしょうか。
飯田委員	今のことに関係があるのですけれども、スクールライフサポーター、資料No.19と資料No.22の学習支援員とは、19のスクールライフサポーターというのは生活面で、22の学習支援員というのは、学習面も見るという認識なのですか。
教育指導課長	学校現場では様々な要望がございます。考え方としては、教科学習支援はその名称どおり、学習を中心に行っていく。ただ、ずっと学習というわけでもありませんので、中学校に行く場合には、部活動の支援ですとか、国際理解級のお子さんの支援ですとか、支援級のお子さんの支援ですとか、そういった様々な学校現場の要望に応じて、適宜、弾力的に運用しているのが教科学習支援員ということになります。基本的には学習支援がメインになります。

望月委員長

他にどうでしょうか。

平成29年度の児童・生徒数及び学級数についてですが、つい最近、ベトナム籍の小学生がああいう殺人に遭うという痛ましい事件が発生しました。我々はあれをテレビで見るたびに心を痛めているわけですが、本市では外国籍の児童・生徒、ここに239とあるのですが、具体的には国籍はどのようになっているでしょうか。

学校教育課長

外国人の在籍児童・生徒ですが、今お話がありましたように小中合わせて239人となっています。多い順に御披露しますと、ペルーの方が小中合わせて54人、続いてブラジルの方が49人、ベトナムのお子さんが39人、それからラオスとカンボジアが同数で15人、続いて中国が14人と、多いところではそんな状況になっています。

望月委員長

ラオス、カンボジアは15人ですか。

学校教育課長

はい。15人ずつですね。

望月委員長

そうすると南米系がやはり多いですね。

学校教育課長

そうです。

望月委員長

今、特段何か学校現場ではそういう外国籍の児童でトラブルがありますか。

教育研究所長

実は、外国籍の児童・生徒の支援につきましては、本市では上智大学の短期大学部に以前から手厚い支援をいただいていたしまして、先日も、本市ではカレッジフレンド、コミュニティフレンドといった事業で御支援いただいて、打合わせに行ったのですが、以前よりは大分国際理解、文化交流が進んでいまして、そういった長年の取組で大きなトラブルがあるということはありません。ただ、時節柄、どうしても経済状況に左右されて児童・生徒の移動がございますので、引き続き注視してまいりたいと思っております。

以上です。

望月委員長

他にどうでしょうか。

東海大学の最近の教員の合格率は大変高くなっています。大学の指導だけではなくて、こういう秦野市と連携しながら学生を引き受けて、学生は学習指導、生徒指導など実務的なものを学んでいます。言うなればウイン・ウインの関係ではないかと思いますが、東海大学も良かった秦野市も良かったりということで、是非これはこれからも伸ばしていただきたい事業だと思っております。

「いずみ」の件で、先生以外の支援員ですね、この支援員さんの勤務体系はどのようになっていますか。

教育指導課長	<p>基本的には、特定職員ということで常勤という形なので、勤務時間は9時半から5時15分と。昨年度、家庭の事情等ありまして、今まで3名いた支援員が2名お辞めになられて、今年度は2月に募集させていただきまして、新たに2名採用させていただきました。いずれも教職経験のある方、プラス秦野市で今まで指導助手をやられていた方で、ぜひやってみたいと前々から思っていて、募集があればぜひ応募してみたいといった方1名ずつ入っていただいています。</p>
望月委員長	<p>以上でございます。 他にどうでしょうか。 「こどもの読書週間」の活動を見ると、非常にアイデアに富んで多種多様なプログラムを組んでいて、大変子どもたちも食いつくような内容ではないかと思いますが、せっかくここまで苦勞して、場の提供、内容の工夫に努めているのですが、幼稚園あるいはこども園、学校等への周知方法はどんなふうに行っているのでしょうか。</p>
図書館長	<p>まず、全体としては、広報はだの4月15日号とホームページに記載しています。 それから、「こどもの読書週間」のチラシとポスター、それと文部科学省作成の啓発用ポスターを公民館、小学校、幼稚園、保育園、こども園、児童館に配布、中学校は啓発ポスターを、その他、文化会館、体育館等にも協力をお願いし、啓発を図っています。</p>
望月委員長	<p>多くの小学生、中学生が参加してくれると嬉しいですね。 他にどうでしょうか。</p>
片山委員	<p>「いずみ」に関することですが、外部人材による支援でメンタルフレンドとあるのですが、これは今までの東海大学の学生とかとは違うと思うのですが、これはどのようにして集められているのですか。</p>
教育研究所長	<p>先ほどスーパーバイザーの方、東海大学の先生に入っていると申しましたが、当然こういった教室ですので、心理に詳しい先生に入っていておられます。そのゼミの学生さんでカウンセラーを目指しておられる方にお声かけをして、特別な御配慮で入っていただくという形になっています。</p>
片山委員	<p>なるほど、了解しました。</p>
望月委員長	<p>他にいかがでしょうか。 学力向上対策で県の研究指定を受けて本町小学校がやるということですが、学力向上についてはどこの市町村も大きな課題とし</p>

て、その対策を色々と考えられていますが、こういう機会を有効に生かせれば良いと思います。

教育指導課長

今はまだ始まったばかりですが、現在のところどんなような予定で、どんなようなことを中心にやっていくということが、もし分かっていたら、教えてください。

実は、本町小学校は以前から学校研究を非常に熱心にやっていただいております。東京学芸大学の先生に何年か前から御指導いただいております。今年の2月にも校内の研究発表大会をやってございます。その時に私ども指導主事も参加させていただきましたが、基本的には、主体的、対話的、深い学びという次の学習指導要領改訂に向けた、主に国語科の研究での学び合い学習というような形で進んでございます。文教福祉常任委員会の委員の皆様にも参加いただきまして、その1名の方、副委員長の方ともお話をしましたが、子どもたちが授業に生き生きと取り組んでいる姿に大変驚かされたというような評価をいただいております。

それから、この学びづくりにつきましては、県の教育委員会の施策でもございます。ただ、本市でも、実は県の教育委員会の指導ベースでは横浜国立大学との連携を深めているわけですが、本市でも、今年度、学力・学習状況調査の検討委員会の中に横浜国立大学の先生に新たに検討委員に、学識経験者として入っていただきまして、より密接に連携しながら学力向上に繋がってきたいと考えています。

以上です。

望月委員長

そういう大学の研究者とともに、指導課と連携しながら、学力向上に繋がっていただければと思います。

他にございませんか。

—特になし—

望月委員長

それでは、次の協議事項に移りたいと思います。

協議事項（1）の平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について、お願いします。

教育総務課長

それでは、協議事項（1）について御説明申し上げます。資料ですけれども、右上に「協議事項（1）」と書かれたものをお開きください。今年度、平成29年度の点検・評価をするに当たって、その実施方法及びスケジュールについて協議をいただくものでございます。

まず、1ページ目の1、実施方針等についての（2）点検・評価の対象ということで、対象につきましては、平成28年度におけます「教育委員会の活動状況」及び「主要施策」のうち、抽出

した事業について点検・評価を行うということを考えております。

また、(4)の点検・評価の進め方でございます。まず、事務局各課等による自己評価を行い、次に学校教育関係者、生涯学習関係者、それから教育関係者の7名の点検・評価会議において点検・評価をいただきまして、さらに総合的な評価ということで、学校教育関係あるいは生涯学習関係、それぞれの学識経験者の方に総合評価をいただいて、最終的には教育委員による点検・評価を行うという形で、例年と同じような形で進めていきたいと考えてございます。

1ページ下段の2になりますけれども、総合評価について記載してございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の上段になります。昨年度、平成28年度と同じような構成で教育行政点検・評価会議委員の案を示してございます。このような形で進めていければと思っております。

続きまして、真ん中辺り、イとして評価の流れという形で、これは、この点検・評価会議の開催予定を例年と同じように3回程度予定しているという形になります。

それから、(2)になりますけれども、総合評価として、イの評価者という形になりますけれども、学識経験者の総合評価という部分で、昨年度、学校教育関係者あるいは生涯学習関係者、右のページの上段に参考として書いてございますが、今年度につきましては、総合的な評価をしていただく学識経験者の方は未定でございますが、昨年お願いした先生の御意向等を確認しながら進めていけたらと考えているところでございます。

それから、点検・評価のシートについてでございますけれども、昨年の会議等の中でいろいろ御意見をいただきましたので、現在、事務局でその辺りを調整いたしているところでございます。今後、1回目の点検・評価会議の中で意見等を踏まえて決定していきたいと考えておりますので、御了解をいただければと思っております。

最後のページ、4ページ目になりますけれども、全体のスケジュールを記載している表になります。

5月中旬にまず第1回の点検・評価会議を開催いたしまして、5月中旬ぐらいから、事務担当課あるいは部長が点検・評価のシートづくりを実施いたします。また、5月の定例教育委員会会議で教育委員会の活動状況については協議をお願いしたいと予定しております。



そして、6月上旬に評価会議を行い、7月上旬の評価会議で評価を終わりにいたしまして、7月中に学識経験の総合評価、そして、8月上旬に教育委員の評価ということで学習会を実施し、8月25日の定例教育委員会会議の中で議案として提出させていただき、9月の市議会定例会へ配付していくという流れで平成29年度、今年度の点検・評価を実施していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

望月委員長

一番最後の今後のスケジュールを御覧ください。5月24日、教育委員会の活動状況等について協議、それから7月の教育委員会会議の21日、点検評価シートの内容について協議、8月25日が議決、それで議会に出すということですね。

教育総務課長

はい。

望月委員長

そうすると我々の分担は、次回あたりになりますか。

教育総務課長

はい、その辺で、来月あたりにお願ひしたいと思っております。

望月委員長

はい。よろしくお願ひします。

何かこの件について、御質問、御意見ございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、その他に入ります。

(1)平成29年度特定規模電気事業者(PPS事業者)による電力供給についての説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、資料に綴ってございます「その他(1)」と書かれたものを御覧いただけますでしょうか。「平成29年度特定規模電気事業者(PPS事業者)による電力供給について」、こちらは教育総務課と生涯学習文化振興課の2つの課にまたがりますけれども、まとめまして私から説明させていただきたいと思ひます。

教育施設の小・中学校、そして公民館で使用してあります電力供給についてでございます。今年度は4月5日に入札を実施いたしました。その落札結果について御報告させていただきます。毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間を契約期間といたしまして、電力供給を入札によって事業者を選定しているところですが、御承知のとおり、電力供給の自由化ということで、それに伴う特定規模事業者ということで、3年ぐらい前からこのような方法をとっているというものでございます。

今年度につきましては、真ん中の3、落札結果ということになりますけれども、小・中学校につきましては、エネサーブ株式会社というところが落札しております。一番右側の削減率ですけれども、東京電力の電気料の積算に比べまして約22.8%減という形に考えております。

その下の公民館につきましても、落札がエネサーブということになっております。一番右側の削減率ですが、こちらは18.3%ということで、従来料金と比べまして20%程度安い電気料金という形になっております。先ほど申しましたように、平成29年7月から来年の6月まで、こちらで1年間電力供給をお願いするという形になります。

以上でございます。

望月委員長

何か御質問、御意見がございますか。

—特になし—

望月委員長

では、次に移ります。要望書について、お願いします。

教育総務課長

それでは、要望書が今回2つ綴ってございますが、1つ目の要望書でございます。資料を御覧いただければと思います。

本年3月31日付けで神奈川県市民オンブズマンから、「開かれた教育委員会議を求める要望書」という送付を受けておりますので、御報告いたします。

これは、昨年11月から12月にかけて、神奈川県市民オンブズマンが県内34の教育委員会に教育委員会会議、会議録等の調査を行っております。そして、その調査結果がまとまり、評価ができたということで送付されたもので、その送付された資料の中で、この要望書が合わせて送付されてきたという形になっております。

この要望書の次に、調査結果及び評価については送られておりますので、後ほどお目通しいただければと思っております。

1枚目の要望書の要望項目というところで、①から⑨の9項目示されておりますが、本市については大部分で達成しているところということでお話ができると思います。

以上でございます。

教育指導課長

私からは、その他の(2)「2017年度における公正な教科書採択のための提言」、日本出版労働組合連合会から要望書を3月22日付けで寄せられたもので、受け取ってございます。

主なポイントというものがございしますが、御承知のように、今年度は小学校道徳の教科書採択の年になります。ポイントが4つほどございしますが、公開性、現場の意見尊重、説明責任、意見を広く募集する、こういったことが書いてございます。本市でも、言うまでもなく公正な教科書採択が実現できるよう配慮してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

望月委員長

それでは、2件についても何か御意見、御質問ございますか。

教科書採択がこれからありますので、これから色々な要望書が届くのではないかと思います、その都度、皆さんに提示をすることになろうかと思います。

何かありますか。

教育総務課長

教育委員の皆様には1件報告がございます。何回か教育委員会会議でもお話をさせていただいていますが、秦野市立みなみがおか幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園化に係る運営法人の選定に関してでございますけれども、本年2月20日から運営法人の募集を始めました。4月17日が締切となっておりますが、今回は、残念ながら応募した法人が1件もなかったという形での御報告となります。

今後につきましては、なぜ応募がなかったのか早急に検討を行いまして、また公募をかけていきたいと思っております。

以上、今回は途中経過という形の御報告になりまして、また、選定について進展いたしましたら御報告していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

望月委員長  
教育長

何もなかったのですか。

説明会に来たところはあったのですが、最終的な応募はありませんでした。

望月委員長

他にどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

では、その他はこれでよろしいでしょうか。

それでは、秘密会の前に次回の日程調整を行います。

—次回の日程調整—

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退席—